能登脳卒中データバンク利用規約

総則(趣旨・内容)

本規約は能登脳卒中地域連携協議会 データベース活用推進委員会(以下「本委員会」という)が、脳卒中データバンクの利用について必要な事項を定めるものである。

第1条 (権利•著作権等)

本データベースの著作権等の権利は能登脳卒中地域連携協議会に属する。

第2条 (利用目的)

本データベースは、能登脳卒中地域連携パスから抽出して集積された情報を能登脳卒中 地域連携協議会の会員に公開するもので、地域連携、研究発表等に利用されることを目 的とする。

第3条 (利用方法)

別紙:能登脳卒中データバンク利用のフローチャートのとおりとする。

第4条 (利用対象)

能登脳卒中地域連携協議会の会員とする。

第5条 (利用条件)

本データベースの利用にあたり、次に掲げる事項を厳守すること。利用者が本規約を遵守しない場合、本委員会は当該利用者に対し、本データベースの利用を制限又は停止できるものとする。

- ① 本委員会が特別に承認した場合を除き、本データベースに記載されているいかなる 情報も複製、販売、出版その他の如何を問わず、利用目的以外の利用はできないも のとする。
- ② 第三者の著作権その他の権利を侵害するような利用をしないこと。
- ③ 第三者に利用目的以外の利用をさせることはできないものとする。
- 2 発表等に利用するにあたり、発表者はその所属に能登脳卒中地域連携協議会の名称を 必ず記載するものとする。
- 3 データ活用結果又は発表内容を、後日、本委員会へ提出するものとする。
- 4 利用者は、本データベースの利用にあたり、規定に反する等により当協議会又はその 他に損害を与えた場合は、損害を受けた者に対し賠償せねばならないものとする。

第6条 (免責事項)

本データベースに記載されている情報は、必ずしも最新の情報ではないため、本協議会は情報の内容についていかなる保証も行わない。 本データベースの利用により発生した利用者の損害に対し、本協議会はいかなる責任も負わず、一切の損害賠償をする義務は生じないものとする。

第7条 (個人情報取扱いについて)

個人情報保護法に基づき、適切に管理するものとする。

第8条 (規約の変更)

本規約の変更・追加は任意に行われるものとする。変更・追加は本委員会により検討され、本委員会が承認する。

附則

本規約は、2015年1月5日より施行する。